

2020 年 12 月 22 日

中国における炭素繊維の流出事案について

東レインターナショナル(株)より、同社が外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可を取得して中国に輸出した炭素繊維が流出した旨の報告を受け、本日、東レインターナショナル(株)に対し、貿易経済協力局長名により再発防止と厳正な輸出管理を求めることなどを内容とする警告を行いました。

1.流出事案の概要

東レインターナショナル(株)は、外為法上の輸出許可を取得し、東レ社製の炭素繊維を中国に輸出していたが、今般、同社より、当該炭素繊維の一部が、許可を取得した輸出先以外の事業者に出た旨の報告があった。

2.当省の対応

- (1) 東レインターナショナル(株)に対して立入検査等を実施し、一部の炭素繊維が、許可を取得した輸出先以外の事業者に出ている事実を確認した。
- (2) また、こうした事態を招いた背景として、①契約当事者として外為法の輸出許可を要する貨物に関して顧客や用途を確認する取引審査を厳格に行うべき立場であったにもかかわらず、中国の現地子会社及び現地社員に取引審査を一任していたこと、②輸出先等の取引審査を適切に実施していなかったこと等、内部管理体制の不備があったものと判断し、再発防止策の策定を求めた。
- (3) これを受け、本日、東レインターナショナル(株)より再発防止策の提出があり、貿易経済協力局長より当該再発防止策と厳正な輸出管理の徹底を求める警告書を発出した。
- (4) また、外為法上の規制対象貨物等の輸出等を行う国内事業者に対して、本件も踏まえた厳正な輸出管理の徹底を広く注意喚起する観点から、公表するもの。

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 浅井

担当者: 長谷川、椎名

電話: 03-3501-1511(内線 3271)

03-3501-2800(直通)

03-3501-0996(FAX)